さんきゅうだより

〒190-0021 東京都立川市羽衣町 3-14-13
TEL ／FAX 042-512-7541（カフェ／042-512-7541）
E -mail： sanqtachikawa@tbz.t-com.ne.jp
http:// sanq-h.org/
特定非営利活動法人 さんきゅうハウス

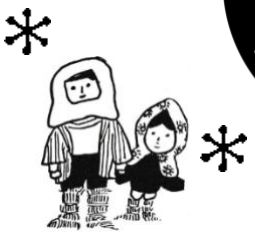

2021 年 1 月発行

命と尊厳、生活と住居を保障する生活保護制度へ　吉田和雄

2020 年 11 月渋谷区でホームレスの女性（63 才元試食販売員）が近所の男性に殺害されるという痛ましい事件がありました。12 月 5 日に同区内で行われた抗議、追悼集会には 160 名が参加。ここで問題にされたのは、この男性を生み出した社会的排除の意識を作り出した構造です。それは渋谷区がオリンピック施設建設や駅周辺の再開発の度ごとにホームレスを追い出してきたことでホームレスへの憎悪を抱くような行政施策が行われてきたことに起因するのではということです。この女性は「所持金 8 円。家族にも生活保護の世話にもなりたくない」と語っていたといいます。だれか声をかけていればという思いと、自助、自己責任論の意識に囚われていたのではないかと思わずにはいられません。

この自己責任論は安倍ー菅政権が格差と貧困を放置･拡大してきた「罠」に他なりません。

私たちはこの 1 年間、コロナ災害下で生活困窮者が急増することに対応して 5 月末から毎週 40 食の炊き出し弁当を配布してきました。ホームレス状態にある人に対しては生活保護の申請に同行しアパート居室を提供し落ち着いた生活をしてもらうことができました。認知症が進んだ人には、アパート暮らしから後見人や地域包括センターと協力して老人保健施設に移ってもらい訪問するなどしてきました。

地域で仲間に囲まれて 1 人暮しをする、高齢による病気や疾患で生活が出来なくなったら行政機関と連携し次の福祉資源につなげて安心した生活をしてもらう。こうした当たり前の生活をしてもらうことが、憲法 25 条と生活保護制度が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」であり「居宅保護」の原則です。

ところが、ホームレス状態にある人が生活保護を申請しても東京都、関東県、多摩地域では「いったん自立生活ができるか見極めるために無低（無料低額宿泊所）に入ってもらう」というのです。私たちは 2020 年 12 月、みなさんや立川社会福祉協議会から受けた寄付金、助成金を活用して緊急シェルターとしてアパートの一室を確保しました。コロナ禍で非正規労働の仕事が激減したホームレス状態の 40 代の男性に入居してもらい、数ヶ月後にアパート転宅をしてもらう予定でした。しかし、立川市はこのやり方を認めませんでした。

「さんきゅうハウスも営利で運営できる無低のような宿泊施設にすれば」と言うのです。さんきゅうハウスを無低にしろというのですか？

生活保護行政が負担すべきアパートの初期費用を全て市民からの寄付で運営している市民団体にいつまで負担し続けろというのでしょうか。

この課題は 2021 年に持ち越されました。年末年始を挟んで生活困窮者が増える中、1 人でも多くの生活に困った人が安心して住居と暮しを取り戻せるように頑張ります。引き続きご支援下さい。

家を失った人がアパートで生活するために

さんきゅうハウス理事長　大沢ゆたか

■無料低額宿泊所とは何か？

私たちは長く、路上生活をする人たちの支援をしてきましたが、１５～１６年ほど前から市役所などで生活保護を申請しても多くが「無料低額宿泊所（無低）」という場所に誘導されているのが現状です。

そこではとりあえず布団と食事と入浴は保証されますが、一部屋をカーテンで仕切っただけで複数の人が生活することがあります。個人のプライバシーが保証されなかったり、入居者同士でトラブルになったり、力関係で嫌になったりすることもあります。新型コロナウイルスによる感染の危険がある現状ではなおさら問題です。施設によっては不潔でダニや南京虫が蔓延し、体中が痒くて逃げ出してくる人もいます。

また、生活保護で受け取るお金で住居費はもちろん、生活のためのお金＝生活扶助費もほとんどを支払わなくてはならず、1ヶ月に２万円前後しか手元に残らないというケースがほとんどで、就労先を探すために電車などで移動することもできなくなります。タバコを吸う人などはとても厳しい生活となります。仕事を探して次の生活をするためには携帯電話も必要となりますが、お金がなくては携帯電話も契約できません、アパートを契約するにしても携帯電話が必要となります。

「無料低額宿泊所」を出て新たなアパートで生活をするためには行政のケースワーカーと話しながら進めることになりますが、「携帯電話を持ってから」「仕事を探してから」などと様々な条件を付けられ、なかなかアパートに移ることができない現状です。生活保護法３０条１項では「居宅保護の原則」を定めていますので、各種の支援を受けながら最初から地域のアパートなどで暮らすことができるはずです。しかし三多摩地域の多くの自治体では「とりあえず無低へ」というのが現状です。立川市では昨年度、無低に入所した人７９人にたいしてアパートで生活を始めた人は僅か６人です。しかも無低利用者の平均滞在年数は数カ月から数年ということが調査で分かりました。何年も自由のない生活を強いられている人たちがいるということです。

■住まいは生活の基本

家を失った人が生保申請する際に無低に誘導される現状を改善したいと、さんきゅうハウスではアパートを法人契約で借り上げてそこに入居してもらい、そこの住居で生活保護を申請するということを数年前から始めています。初期費用は２３万円～２８万円ほど必要ですが、生活保護はその住居で始まり、入居した人には月に５０００円程を返済してもらい４年ほどで完済する仕組みです。多くの方々のカンパなどでこうした費用を賄ってきましたが、そもそも行政のやるべき仕事を私たち民間のお金のない団体がやっていることのおかしさを、改めたいと思っています。

そこで昨年７月前に候補のアパートを下見して契約の約束だけをしておいて、立川市での生活保護申請の際に、このアパートに入りたいと弁護士の方の同行の上で申請を出しました。しかし、すぐにアパート契約は認められず、一旦は無低に入ってもらいたいということになりました。そして担当ケースワーカーと本人との間での電話連絡や一度の現地訪問があり、契約のお金が市役所から支給され契約が完了して入居することができました。これが、私たちが取り組んできた「アパート保護」の初めてのケースとなりました。

■シェルターからアパートへ

これまで無低に１ヶ月以上入居するという過程があるので、なんとか最短でアパート保護を実現させようと、アパートの一室を、入居者を定めずに契約して独自にシェルターとして機能させたいと、11 月に確保しました。これと時を同じくして帰るべき家のない人が現れたので、ここをシェルターとして生保申請し、後に行政の責任で「新たにアパート入居」ができるよう求めました。しかし、市役所はこうした求めを拒否し、このシェルターを申請者の恒久的な住まいとしてなら生保を認めるということでした。つまり、新しいアパートの契約金は出せないということです。

この件は決着がつかないまま現在に至っています。申請者に生活扶助費は出すが現状では現在のシェルター費用は支給できないとしています。非常に大きな問題だとして、今後弁護士さんたちと解決に向けて取り組んでいかなければならない課題だと考えています。

「多様で寛容な親密圏の創造」

田中彩

私は、2 年ほど前からさんきゅうハウスに関わらせていただいているものです。私はこれまで精神障害者ヘルスセルフヘルプグループのサービス管理責任者、精神科病院の PSW（精神保健福祉士）として働きました。さんきゅうハウスに関わらせていただいたきっかけは、大学院でホームレスの研究をするためです。学生のまなざしを通じた細やかなソーシャルアクション(元ホームレスの語りから豊かさの教育と多様で寛容な親密圏を創造する)というタイトルで報告書をまとめました。

この実践は元ホームレスの語りにより多様性を知り社会的に断絶された者の立場から社会的活動を展開し、近隣住民との分断と対立を乗り越える新たな視座を示すことを中心課題に置きました。当事者は人々の意識を変革する力があることを示し、彼らの人生の物語に焦点を当て、国家家族医療福祉の複雑な網の目の中で彼らの自由と生がどのように阻害されていったのか、個人としての経験を社会的なプロセスにおいて捉え、現状の規範や制度のあり方、当事者と社会の関係に内在する困難さを主題化しました。

果たしてホームレスは非自律的な存在でしょうか?彼らは社会的承認をめぐる競争領域に属さずそれらを所有しません。既存の社会福祉制度にならず全体性の原理に支配されません。ホームレスは哲学に通じず、社会的地位や政治を想像しがたいのでしょうか?彼らは理論的視点を持たないとしても経済的搾取と言う経験は、ヒエラルキーがいかに機会の均等を奪うかを実感としてすることになります。不平等な扱いで抑圧され人間らしい生き方を奪われるとはどのようなものかを知っています。

彼らのたどった人生には背景に個人と家族、制度の密接な関係があります。また規制緩和や金融危機と言う政治経済情勢の変化の隠された側面があります。これは現代資本主義の問題と重層的に重なり合います。

ホームレスは公私の領域を担う社会から切り離されたすべての場所から不可視化されます。彼らは非人間的状況に投げ込まれ不幸や病気によりとても心が傷つけられています。しかし人間の本当の強さと壮絶さ、恐れを知っています。彼らの唯一無二の声は排除されたものの中から人生を再構築していく点にあります。

私の主要な活動領域は 1 人親家庭福祉であります。1 人親の当事者でもあるからです。これらの課題は業務をしながらいかにソーシャルワーク実践を積み重ねることができるかと言うものです。社会福祉の勉強を始めソーシャルワークの価値と規範に出会ったときの喜びを忘れずにこれからもこの活動を続けていきたいと考えております。
よろしくお願いいたします。

「フードバンク利用者が増加」

高木信雄（フードバンク立川）

さんきゅうハウスは立川フードバンクにも参加しています。春には､学校が休業になり､様々なイベントが中止になったりしたことで、給食用の米や菓子、飲料などがフードバンクに供給されました、これらの物資はフードバンク立川を通して、必要とされる方々へ渡すことが出来ました。一方、フードバンクを利用される方も増えています。いわゆるコロナ不況のもと、解雇された非正規労働者など、２０～３０代の若い世代が増加しています。フードドライブの実施が難しく、食品確保が困難な中で、赤い羽根基金や生協など、幾つかの団体から多くの寄贈がなされました。お米、即席麺などは、少し余裕があったので、府中の困窮者支援団体に提供しました。昨年 12 月に取り組まれた立川コロナ生活相談会では、フードバンク立川も団体として参加し、米、即席麺、缶詰、レトルト食品などを提供することが出来ました。年末には、フードバンクを利用される方が多くなると思われます。今のところ、お米は何とか確保出来ていますが、他のものは決して十分とはいえません。支援基金、食品の寄贈よろしくお願いします。

今年も炊き出し弁当続けます　村田修

さんきゅうハウスでの無料お弁当配布と相談会は、昨年５月の初めにスタート、毎週土曜日に行い、１２月で８か月間継続してきた。午前中からカフェを使ってお弁当作り。シェフは以前さんきゅうハウスの食堂でシェフをしていた成田さんとスタッフの高木さん。魚のフライを中心としたお弁当と焼き肉弁当を隔週で作り、両方ともけっこう豪華。当初は２０食から始めたが、現在では４０食作っている。使用するお米にして二升五合。手伝いはご飯炊き担当の村田の他、９月からは社協の紹介で来られたＡさん、１１月からはさらにＦさんとＳさんが毎週来て手伝ってくれている。さんきゅうハウス在住のＫさんやさんきゅうスタッフの田中さんも色々手伝っている。

午前中にお弁当を作り終え、さんきゅうハウスに来る方へのお弁当配布と相談。身心の事情で受け取れない人には宅配も。これはスタッフの吉田さんや星さん、田中さんが担当。毎週取りに来られる方もいて、中にはここでの相談会が機縁で、路上からアパート居住に移った方もいる。

さんきゅうカフェがフードバンクに

コロナの影響で２か月間休業を余儀なくされましたが、その後、お客様は増えていますし、常連さん１０数名、ご近所の方も利用してくださいます。休業中にカフェ（居場所）の大切さを実感された方が多い。フードバンクや様々のイベント学習、無料弁当の配布もここがあるからできます。

コロナで失業し路上に出た２０代から４０代が、生保申請して近所に住むことが増えています。最初の支給日までは、シェアランチでしのぎ、土曜日の無料弁当配布、フードバンク立川が頼りです。都心で仕事や住居を失う人が増えており、奥の食堂は、緊急シェルターとして改造しましたので、カフェでつくるお弁当等の需要はさらに高まる見込みです。

今ではカフェあればこその活動継続です。みなさまからの寄付が生命線になっています。

今日も、誰かの緊急事態！！

昨年「さんきゅうだより」夏号に寄稿された「つくろい東京ファンド」スタッフの小林美穂子さんが「コロナ禍の東京を駆ける」というドキュメンタリーを岩波書店より発刊されました。ネットカフェから追い出された人たちへ東京都はビジネスホテルを提供すると発表しながらもその申請方法すら明らかにせず。「パンドラの箱を開けてしまったかも…。」休日の朝寝坊を吹き飛ばす稲葉剛さんの言葉を聞いた日からフェイスブックで日記が始まり、私は途轍もない臨場感の支援日記を読んでフェイスブックに居ない人にも読んでもらいたいとずっと思ってきました。

今、本となり多くの方と共有出来るのを私は嬉しく思います。生保バッシング等を無くすには、このような真実をできるだけ多くの人たちが知ることだと思っているからです。小林さんは相談者さんにガッシリと寄り添いながら、時にユーモアを織り交ぜてバッサバッサとこの国の福祉の貧困さを露呈させ、問題意識を投げかけています。生活保護制度や福祉について多くの方に知って欲しい想いから、余りにも酷く理不尽な対応の自治体に対しては隠さず区名を明かしてもいます。

🐾🐾🐾🐾🐾🐾🐾🐾🐾🐾🐾🐾

「立川コロナ困りごと相談会」　逼迫した相談も

「立川コロナ困りごと相談会」を 2020 年 12 月 13 日（日）11 時から 15 時の間、曙町 1 丁目公園で天気にも恵まれて無事開催することが出来ました。実行委員会の皆様、協力・構成各団体様のご協力に感謝申し上げます。

相談者の方は 28 名、スタッフが 75 名と思ったより相談に訪れる方が少なかったように思います。これに関しては様々なことが考えられますが、困窮度合いが逼迫すればするほど、「困っている」と言えなくなることもあるので事態を楽観すべきではないでしょう。

相談者さんの居住内訳は、市内 14 名、市外 9 名、路上生活者 2 名、未記入 3 名、近隣の他市から相談会のことを知ってお見えになった方が 3 割程いらっしゃったことは、これまでに国立、多摩、府中での活動があったからこそだと思います。連続した取り組みとして進められた皆様に頭が下がる思いです。相談内容内訳は、くらし 7 名、労働 5 名、医療 4 名、法律 2 名、子育て 2 名、住居 1 名、その他 6 名（重複あり）。分類してみたものの、労働相談の中ではパワハラにより体調を崩した、くらしの相談でもコロナ感染で無給の休職を強いられたりと、相談内容は 1 人の方が複数の困難な状況に置かれていることが確認できます。

さて当日はお昼頃までの間にスタッフの紹介で来られる相談者さんが多かったと思いますが、13 時頃は少し相談者さんが途切れる中、通りすがりの方が相談に寄って下さった方がいるなど、地域で人目に付く公園での開催であったことの良さが出ていたと思います。駅頭情宣ではさんきゅうの皆さんが中心になって頑張ってくれました！

「生保引き下げは「国民感情」名古屋地裁判決の不当性」

～いのちのとりで裁判全国アクションの取り組み～

弁護士　田所良平

１）２０１３年から２０１５年までの生活保護基準引き下げに対し、2014 年 2 月 25 日、佐賀地裁で 15 名が減額処分の取り消しを求め提訴したのを皮切りに、現在まで全国 29 の地方裁判所で、1000 名以上が原告となって提訴する裁判運動が展開されています。歴史上かつてない裁判運動です。

東京地裁の新生存権裁判東京には、さんきゅうハウスからも１０名以上の方が原告として参加しています。

２）６．２５名古屋地裁の不当判決

弁護団は、全国各地で被告を圧倒する裁判を展開してきました。原告側の主張に対して被告側はまともな反論ができていません。国の代理人は裁判所から釈明を求められてもまともに応答できず、窮地に立たされるという場面が、何度もありました。

東京の裁判では、物価が下がったから、という引き下げの根拠（デフレ調整）が、根本的に計算ミスだったことが明らかになっています。

名古屋地裁では、厚生労働省の生活保護基準部会の部会長代理であった岩田正美さんの証人尋問なども実施されました。岩田さんは、要するに、国が生活保護の引き下げの根拠とした検証を行った組織の責任者である。その岩田さんは、裁判で、基準部会では国が引き下げの根拠とする「デフレ」についてはそもそも議論していないと証言するなど、引き下げの根拠がでたらめであることを明らかにしました。

こうした審理結果を踏まえ、2020 年 6 月 25 日に名古屋地裁で最初の判決が言い渡されました。

ところが、この判決は、国の言い分を丸呑みして、原告らの請求を棄却する極めて不当な判決でした。新聞各紙やマスコミも、多くはこの判決を批判的に報道しています。

名古屋地裁判決は、簡単に説明すると、「厚生労働大臣の裁量」を理由に、保護基準の引き下げを容認しました。要するに、保護基準の上げ下げは、基本的に厚生労働大臣が自由にできることを宣言したのです。

しかし、明らかに不当な判決です。例えば、名古屋地裁判決は、国の財政事情にとどまらず、国民感情を考慮しての引き下げもできるとしました。要するに、税収が少ないから生活保護費を下げることもできるしとか、生活保護基準引き下げをマニフェストに掲げた自民党が選挙で勝ったから保護基準引き下げもＯＫ、というのです。しかし、最高裁判例は、国の財政事情や国民感情など、生活保護利用者の生活と関係のない事情を理由に保護基準を引き下げることを認めていないため、名古屋地裁判決は判例違反ということになります。

また、名古屋地裁判決は、原告の中に１日３食とれていない人が３～４割いることや、３食とれていてもその質が劣悪であることを原告が主張したことに対して、１日３食たべている人が６～７割以上いることや、冷蔵庫・炊飯器などをもつ人が多いことなどを指摘して、引き下げが適法であるとしました。これもひどい話です。人との交流や趣味等の文化的活動を含め、社会で当たり前とされている生活ができない状態を貧困というにもかかわらず、判決は、肉体的生存さえかろうじてでも維持できていれば貧困とはいえない、といっているようなもので、生存権の本質を全く理解していないと言わざるを得ません。

３）基準引き下げ違法を認める判決を勝ち取るために

生活保護基準引下げという国の社会保障政策の根幹を否定する判決を出すことは、裁判官にとって極めてハードルの高いことです。その実現には、法廷内での取り組みだけでなく、これを求める世論が大勢を占めていることを裁判官に実感させることが不可欠であり、これができなければ、いかに理論的に国が間違っていたとしても、裁判官は国を勝たせてしまいます。

引き続き、ご支援をよろしくお願いいたします。

生活困窮者支援で議員が連携

片山かおる（小金井市議会議員）

コロナ災害の中、2020 年 3 月末に立ち上がった「新型コロナ災害緊急アクション」に賛同する「コロナ災害対策自治体議員の会」への参加を、全国の超党派の自治体議員に呼びかけ、生活保護申請同行や地域での相談支援をお願いしています。現在、200 人以上の現職や元職の議員が参加。特に東京 23 区と多摩 26 市では、すべての自治体で支援をお願いできる議員とつながっています。生活保護申請同行などしたことがない、という議員も大勢います。共産党の仕事だと思っていた、という人もいました。

4 月後半には生活保護問題対策全国会議によるウェビナー講座の企画を提案し、オンラインによる生活保護議員研修を何度も開催してもらい、勉強を重ねました。

緊急事態宣言の中、5 月の連休に役所や社協の窓口を開けるように要請や調査をし、開いている窓口のリストを作成して公表。各地域での電話相談や、リアル相談会などへの参加協力、生活保護に関する議会質疑や意見書提出も呼びかけています。

「生活保護費大幅削減反対！三多摩アクション」が呼びかけた「無料低額宿泊所」対策会議にも参加し、三多摩地域の生活保護行政アンケート調査は「市民自治をめざす三多摩議員ネット」が行いました。前泊地主義ではなく現在地での申請を認めるか、無料低額宿泊所（無低）を強要せず直接アパート入居が可能か、無低に入所している月数など。このアンケート調査は新聞報道され、厚労省や東京都交渉の時にも活用しました。

その後、コロナ災害対策自治体議員の会では、23 区、神奈川県、千葉県でも同様の調査をしています。しかし、このアンケート調査の回答と異なる対応をしている自治体が多くあることもわかってきました。また、アンケート回答後に頑なな対応に転じた自治体もあります。

小金井市では 11 月に超党派の議員に呼びかけて、無低を強要しないこと、年末閉庁時の窓口対応などを要望しました。その後、議会質疑の中でも、複数の議員から無低問題や年末対応の質疑が行われています。

自治体議員の会では、11 月の東京都交渉で、各自治体に無低強要させないこと。年末対応では東京チャレンジネットをもっと活用すべき、といったことを要望しました。そもそも、公助を切り捨てようとする政府に大きな問題があります。自治体の窓口はどんどん非正規化され、生活保護がひとりひとりに寄り添うセーフティネットになっていないのです。私は、新型コロナ災害緊急アクションの相談フォームの受け手の 1 人となっていますが、週末の夜など、役所が閉まった後に、「所持金が残り 100 円」「今日泊まる場所がない」といった 20 代 30 代の若い世代からの悲痛な SOS がとても多いことに愕然とした思いを持っています。生活保護に対する抵抗も大きく、なかなか保護につながらない人も多くいます。相談フォームでの相談では必ず、「相談してくれてありがとう」と返します。自己責任の追求ではなく、自治体が本当の意味でのセーフティネットになれるよう、これからも働きかけていきます。

2020 年 11 月 26 日東京都庁に申し入れ

カンパをお寄せ下さった方々からのメッセージをご紹介します

いつも、たくさんの皆様から会費やカンパをお送りいただき、本当にありがとうございます。昨年はコロナ禍により困窮したり、住まいを失ったりした方が多かったため、たくさんの皆様からご協力を頂きました。心より御礼を申し上げます。

心温まる応援のメッセージや政府の施策に対する怒りのメッセージ等も頂きました。その一部を紹介させて頂きます。（島崎京子）

＊カンパの送金は、お手数ですが同封の振込用紙付きチラシを切り取ってお使い下さい。

☆政府からコロナのお金が届きました。皆様の貴重なお働きにお使いください。京都市のＨさん

★政府の給付の一部をカンパします。いつの時も一番弱い人にしわ寄せがきます。皆さんの活動に頭が下がります。　茨城県のＴさん

☆さんきゅうだよりを読み、胸が痛みました。年金生活の病身の老女ですが、少額を送らせて頂きます。皆様、どうぞお体に気をつけてくださいませ。杉並区のＯさん

★コロナ（COVID-19）「事件」のなかで生きるためのたたかいにカンパ　松山市のＮさん

☆本当に生活に困っている方々がたくさんいるんだと、会報を読んで胸がしめつけられる想いがしました。新聞などで、この現状をもっと知ってもらうべきと思いました。　入間市のＳさん

★コロナでまたあらわになる冷酷な格差社会に、さんきゅうハウスはひとつの希望です。心ばかりのカンパですが、お役に立てていただければうれしいです。がんばれ　さんきゅうハウス！　港区のＡさん

☆目標カンパ額の少しでも助けになりますように。一番困っている人々にきちんと助けが届く社会になるよう一緒に行動していきます。　北海道のＫさん

★助ける側、助けられる側、それはいつでも誰でも逆転する可能性がある。できる時にすぐに行動をおこせる自分でありたい。それは明日の自分かもしれないとの想像力が大事と思う。松本市のＹさん

☆明日は、我が身。　札幌市のＫさん

☆カンパのお願い☆

さんきゅうハウスは生活に困った人、生きづらさを抱えた人に食事、入浴、衣類の提供、就労手伝い、相談、見守り、看取り、フードバンク、カフェなどを実施中です。運営維持のカンパにどうかご協力下さい。

【カンパ振込先】

☆郵便振替
口座番号：００１００－４－４８７９０５
口座名：さんきゅうハウス

【提供してほしい物品】

◎食糧（米、レトルト食品、コーヒー、菓子）
◎電化製品（電子レンジ、テレビ）
◎タオル、靴下、下着類、

2021年 **正月おぞうに会**

日時：2021 年 1 月 1 日（11 時～14 時半）
会場：緑町公園（立川市緑町4−2）
（立川駅北口から徒歩 10 分、IKEA 前）

出し物：おぞうに、カラオケ、ビンゴゲーム等
（カンパ、差し入れ大歓迎）

※検温、消毒などコロナ対策にご協力下さい

主催：NPO 法人さんきゅうハウス
連絡先：090-4678-5400（大沢）
080-5088-3897（吉田）